**労災診療費請求書等の提出先について**

**１ 労災指定病院・診療所・訪問看護ステーション**

埼玉県内の指定医療機関（病院・診療所・訪問看護ステーション）からの労災診療費請求書・内訳書等提出先は、被災労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署の所在地にかかわらず下記のとおりとなりますのでご留意ください。

**〒３３０－６０１６**

**さいたま市中央区新都心１１－２　ランド・アクシス・タワー１６階**

**埼玉労働局労働基準部労災補償課　診療費担当部門**

**電話：０４８－８２６－６７１７　 ＦＡＸ：０４８－６００－６２４９**

**２ 労災指定薬局**

埼玉県内の指定薬局からの労災薬剤費請求書・内訳書等提出先は、被災労働者の所属事業場を管轄する労働基準監督署の所在地にかかわらず下記のとおりとなりますのでご留意ください。

**〒３３０－６０１６**

**さいたま市中央区新都心１１－２　ランド・アクシス・タワー１５階**

**埼玉労働局労働基準部労災補償課**

**電話：０４８－６００－６２０７　 ＦＡＸ：０４８－６００－６２２７**

※　なお、駐車スペースはありませんので、ご持参の場合は公共交通機関をご利用ください。